

吸収冷温水機冷暖房運転切替に伴う開始時及び運転中の保守点検業務仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名  
吸収冷温水機冷暖房運転切替に伴う開始時及び運転中の保守点検業務
- (2) 業務場所  
京都府城陽市中芦原1-4  
京都府立城陽支援学校
- (3) 履行期間  
契約日から令和2年3月19日まで
- (4) 業務概要  
建築基準法第8条に基づき、冷温水機を冷房及び暖房運転に切り替え、冷房及び暖房機能を常に良好な状態で保ち、安全かつ円滑な運転を維持することを目的に機器等保守点検を行う。
- (5) 対象機器及び設置場所  
ア 型式：川崎ΣTBT-80EP6型 1基  
イ 型式：川崎ΣTBT-120EP6型 1基  
ウ 設置場所：重心病弱教育棟1階機械室
- (6) 業務項目及び実施内容

ア 冷房及び暖房運転開始時に行う保守作業

項目	実施内容
① 冷房及び暖房の切替作業	各1回、切替弁等をセットする。
② 機器関係の点検、調整	各機器（ポンプ類、弁類、計器類）が正常に作動するか点検し、必要時調整する。
③ 燃焼系統の点検、調整	正常に燃焼するか点検し、必要時調整する。
④ インターロックテスト、調整	冷温水温度コントロールや起動、停止の際の各機器の作動が正常かテストし、必要時調整する。
⑤ 安全装置の点検、調整	各安全装置（冷温水差圧スイッチ、燃料圧監視スイッチ等）が正常に作動するか点検し、必要時調整する。
⑥ 真空度の点検、調整	機内及びエアタンク内の真空度を測定し、必要時真空引きにより真空度を調整する。
⑦ 容量コントロールの点検、調整	冷温水温度による燃料系統制御弁の容量コントロールが、温度調節器による設定通り正常に働くかどうか点検し、必要時調整する。
⑧ 各部総点検	吸収液、冷媒が正常に循環し、正常な冷暖房効果が出ているか等総合的に点検する。

イ 煙管清掃

項目	実施内容
① 燃焼炉及び熱回収器の清掃	冷暖房運転期間中各1回、燃焼炉及び熱回収器を煙管ブラシ又は高圧水洗浄により煤等を除去する。必要時、バーナーパッキン類を取り替える。

ウ 冷房運転中に行う保守作業

項目	実施内容
① 機器関係の点検、調整	冷房運転期間中1回実施し、実施内容はア項目と同様
② 燃焼系統の点検、調整	
③ 安全装置の点検、調整	
④ 容量コントロールの点検、調整	
⑤ 各部総点検	
⑥ 真空度の点検、調整	冷房時に機内及びエアタンク内の真空度を測定し、必要時真空引きにより真空度を調整する。
⑦ 冷却水水質の点検	冷房時にPH及び導電率を測定し、適正な値かどうか点検する。

エ 冷却水系伝熱管洗浄

項目	実施内容
① 冷却水系伝熱管のブラシ洗浄	冷房運転中1回、冷却水水室を開放し、冷却水系伝熱管（吸収器、凝縮器）を1本ずつ毛ブラシを挿入し洗浄する。併せて、水がパッキンを取り替える。

オ 吸収液分析及びインビター補充

項目	実施内容
① 吸収液の採取、分析	暖房運転期間中1回、吸収液を採取し、持ち帰り分析する。
② インビターの補充	分析結果により、必要時にインビターを必要量補充して、濃度を管理する。

2 業務の実施

- (1) 本仕様書に基づき、適正な点検及び保守を実施すること。
- (2) 本業務は、事前に委託者と協議し承諾を得た日時に実施すること。
- (3) 業務完了後は業務報告書を作成し、速やかに委託者に提出すること。
- (4) 業務実施し機器等に異常を認めた場合は速やかに委託者に報告するとともに、修理及び取替えの必要を認めるときは、委託者に見積書の提出を行うものとする。
- (5) 受託者は、定期保守のほか、緊急保守として委託者の要請によりその都度受託者の技術職員を派遣し、保守点検・修理を行うものとする。

3 注意事項

- (1) 受託者は、業務関係者に作業衣、腕章等を着用させ、業務に従事する者であることを明確にすること。
- (2) 業務実施に当たっては、生徒及び教職員が在籍する学校であることを十分認識し、特に安全に配慮すること。また、火災、盗難その他の事故が発生することのないよう注意すること。
- (3) 業務実施中に建物、設備、物品等を損傷したときは、受託者の責任において原状回復すること。

4 その他

この仕様書に定めがない事項で疑義が生じた場合は、必要に応じ委託者と受託者が協議において定めるものとする。